

**MINI CHALLENGE JAPAN. 2020**  
**Rules and Regulations (Draft FINAL)**

Published Copy



Signed by  
GIOMIC MOTORSPORT Co.,Ltd.  
Chief Executive Officer and Founder  
Wataru.Morishita

Published Date: March 23rd. 2020

## 目次：

第1条 総則

第2条 シリーズ開催日程

### Sporting Regulations / 競技規定

第3条 参加クラス

第4条 参加資格

1. ドライバー資格
2. プラチナ・ドライバー規定

第5条 レース参加申し込みおよび料金

1. シーズン・エントリー
2. スポット・エントリー
3. エントリーの変更
4. レース参加料金

第6条 保険加入

第7条 大会参加者の厳守事項

第8条 車両検査

第9条 公式予選

第10条 ピット規定

1. ピットクルー
2. ピットイン

第11条 スタートリング・グリッド

第12条 スタート手順

第13条 決勝レース形式

第14条 順位認定

第15条 ポイント・スコアリング

1. ドライバー・ポイント
2. シリーズ・ポイント
3. チーム・ポイント
4. スポーツマン・ペナルティ
5. ペナルティ・ポイント

第16条 賞典

1. 各大会賞典
2. シリーズ・ランキング賞典

第17条 暫定表彰 / 公式記者会見

1. 暫定表彰式
2. 公式記者会見

第18条 無線の使用 / 車載カメラ

1. 無線の使用
2. 車載カメラ

第19条 権利の帰属

第20条 抗議および控訴

第21条 サーキット・ドライブ行為の規律

第22条 MCJP 事務局派遣役員

### Technical Regulation / 車両技術規定 (JCW クラス)

第1条 総則

第2条 概要

第3条 安全要件および装備品

第4条 一般的な技術要項と例外

第5条 車体/ボディーシェル

第6条 外装パーツ

第7条 インテリア

第8条 最低車高

第9条 エンジン

第10条 エンジン・マネージメント

第11条 エキゾースト・システム

第12条 スパーク・プラグ

第13条 エンジン・マウント

第14条 サスペンション / サブフレーム

第15条 トランスミッション

第16条 エレクトリック・パーツ

第17条 ブレーキ

第18条 ホイール

第19条 タイヤ

第20条 車両重量

第21条 燃料

第22条 ゼッケン番号と車両およびドライバー  
装備品表示規定

第23条 データ・ロギング

Technical Regulation / 車両技術規定  
(Cooper S クラス)

- 第1条 総則
- 第2条 概要
- 第3条 部品定義
- 第4条 安全要件および装備品
- 第5条 車両改造規定
  - 1. エンジンおよびトランスミッション
  - 2. シャシー
  - 3. 車体
  - 4. その他、アクセサリ部品
- 第6条 ホイール
- 第7条 タイヤ
- 第8条 車両重量
- 第9条 燃料
- 第10条 音量規定
- 第11条 ゼッケン番号と車両およびドライバー装備品表示規定

MEMO

## 第1条 総則

### 1. 組織・規則

- 1.1. MINI CHALLENGE JAPAN 事務局（以下「MCJP 事務局」という）は、「MINI CHALLENGE JAPAN」を名称として 第2条 シリーズ開催日程 に記載された5ラウンド10戦を主管、運営する。

#### MCJP 事務局

- ・ ジオミックモータースポーツ株式会社  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目9-16 丸の内YSビル6F  
TEL:052-684-5556  
Email: info@minichallenge.jp

#### MCJP パーツ&テクニカル事務局

- ・ ジオミックテクニカル株式会社  
〒444-0844 愛知県岡崎市天白町河原50-1  
TEL: 0564-83-5885  
Email: technical\_div@minichallenge.jp

- 1.2. 本シリーズは、以下の規則、規定に従って開催される。

- ・ 国際自動車連盟（FIA）国際モータースポーツ競技規則およびその細則
- ・ 日本自動車連盟（JAF）国内競技規則およびその細則
- ・ MCJP 事務局発行の競技規則および車両規定
- ・ 各サーキット競技会特別規則および公式通知
- ・ 各大会特別規則書
- ・ 本シリーズへのレース参加規約

2. MCJP 事務局は、規則の項目を随時明確にする MCJP ブルテン（追加公式通知）を発行する権利を留保する。
3. MCJP 事務局は、「不可抗力」によるもの、安全上の理由、信頼性の理由によってこれらの規制に必要または必要な変更を行う権利を留保する。

## 第2条 シリーズ開催日程

1. 本シリーズは、「MINI CHALLENGE JAPAN. 2020 (以下「MCJP.2020」という)」として、以下の日程にて開催される。

### Round.1

5月23日(土) 公式予選 / 24日(日) 第1戦/第2戦  
・富士スピードウェイ(静岡県)

### Round.2

7月11日(土) 公式予選 / 12日(日) 第3戦/第4戦  
・ツインリンクもてぎ(栃木県)

### Round.3

8月22日(土) 公式予選 / 23日(日) 第5戦/第6戦  
・スポーツランドSUGO(宮城県)

### Round.4

10月18日(日) 公式予選/第7戦/第8戦  
・岡山国際サーキット(岡山県)

### Round.5

12月12日(土) 公式予選 / 13日(日) 第9戦/第10戦  
・富士スピードウェイ(静岡県)

2. MCJP事務局および主催者は、不可抗力の理由で「MCJP.2020」をキャンセル、延期する権利を留保し、発生した損失または損害に対して一切の責任を負わない。
3. MCJP事務局は、開催日および内容を変更する場合がある、その際は公式通知およびMCJPブルテンにて通知される。

# MINI CHALLENGE JAPAN.2020

Sporting Regulations / 競技規定

## 第 3 条 参加クラス

本シリーズは、以下の2つのクラス区分によりレースを実施する。

JCW クラス	MINI F56 JCW CHALLENGE CAR を使用するクラス
Cooper S クラス	MINI F56 Cooper S を使用するクラス

## 第 4 条 参加資格

### 1. ドライバー資格

- 1.1 全ての競技参加者およびドライバーは、JAF または所属する ASN 発給のライセンスを所持し、JAF 国内競技運転者許可証 A 以上、国際競技運転者許可証 B 以下またはそれに準ずる ASN 発給ライセンス資格でなければならない。
- 1.2 JAF 以外の ASN に所属する競技参加者およびドライバーは、FIA 国際競技規則第 2.3.7 に定められた出場証明書を提示しなければならない。

### 2. 「プラチナ」ドライバー規定

- 2.1 「プラチナ」ドライバーとは、以下の項目に定義された認定基準に基づき、MCJP 事務局によりプロドライバーと認定されたドライバーの総称で、この基準に適合しないドライバーを「ジェントルマン」ドライバーと称する。
- 2.2 JCW クラスおよび Cooper S クラスに「プラチナ」「ジェントルマン」のいずれのドライバーも参加できるが、賞典が付与される条件が異なる場合がある。
- 2.3 「プラチナ」ドライバーの認定基準
  - ①過去 15 年以内に FIA 世界選手権にシリーズでの参戦実績（年間 2 戦以上）がある。
  - ②過去 15 年以内に SUPER GT 500 クラス、Super Formula、ならびに Formula Nippon にシリーズでの参戦実績（年間 2 戦以上）がある。
  - ③過去 15 年以内に SUPER GT 300 クラスで優勝した実績がある。
  - ④FIA ドライバーカテゴリーが GOLD 以上である。
  - ⑤上記基準に満たないものの、MCJP 事務局が「プラチナ」ドライバーと認めた場合。
  - ⑥上記基準に該当するものの、MCJP 事務局が「プラチナ」ドライバーと認めない場合がある。

- 2.4 「プラチナ」ドライバー認定に関する最終権限は、MCJP 事務局が有し、認定の際は MCJP ブルテンにより公示される。

## 第5条 レース参加申し込みおよび料金

### 1. シーズン・エントリー（アーリー・バード）

- 1.1 シーズン・エントリーとは、チーム（エンタラント）がドライバーを指名し、シーズン開始前に全大会への参戦を表明することを言い、指定の様式と方法に従い MCJP 事務局に登録申請を行わなければならない。
- 1.2 シーズン・エントリー・チームが、チームの事情により欠場大会が生じた場合、その欠場大会のオーガナイザーに対し、大会開催の15日前までにリタイヤ届けを提出しなければならない。ただし、欠場した場合も一旦納付した参加料の払い戻しは行わないものとする。
- 1.3 シーズン・エントリーの受付期間は、2020年3月1日より3月31日（JCW クラス）、2020年3月1日より4月30日（Cooper S クラス）とする。

### 2. スポット・エントリー

- 2.1 大会毎に、指定する参加受付期間に参戦表明することを言い、指定の様式と方法に従い MCJP 事務局に登録申請を行わなければならない。
- 2.2 チームは参加受付期間内に1台の車両に対して1名のドライバーを指名し登録しなければならない。また、ドライバー名や車両名などの変更は、大会プログラムに内容が反映される参加受付の期間内までとする
- 2.3 スポット・エントリーの受付期間は、各大会とも開催日の40日前から20日前までとし、それ以降については受け付けないものとする。

### 3. エントリーの変更

- 3.1 チームが参加申込み内容の変更を希望する場合は、変更して参加する大会の受付期間内に、指定の様式と方法に従い MCJP 事務局に登録申請を行わなければならない。
- 3.2 参加する大会の受付期間を過ぎて変更を希望する場合には、所定の変更手数料が必要となる。ドライバーの変更は認められるが、チームの変更を行わない場合に限られる。

#### 4. レース参加料金

##### 4.1 JCW クラス

①シーズン・エントリー（アーリー・バード）：1,350,000 円（税別）

②スポット・エントリー（1大会あたり）：300,000 円（税別）

※パドック PASS5枚、車両通行証3枚、VIP ラウンジ PASS（食事付き）3枚を含む

##### 4.2 Cooper S クラス

①シーズン・エントリー（アーリー・バード）：450,000 円（税別）

②スポット・エントリー（1大会あたり）：100,000 円（税別）

※パドック PASS2枚、車両通行証1枚を含む

### 第6条 保険加入

1. ドライバーは900万円以上、ピットクルーは400万円以上の自己の傷害保険に加入していなければならない。
2. 保険加入金額が上記金額に満たない場合あるいは加入していない場合は、その不足分について、各オーガナイザーの指定する保険に加入しなければならない。

### 第7条 大会参加者の厳守事項

1. 大会参加者（ドライバー、チーム、車両所有者など）は、全ての法規および規則を厳守しなくてはならない。
2. 大会参加者（ドライバー、チーム、車両所有者など）は、常に秩序ある行動をとり、他の参加者、ゲスト、競技役員に対して攻撃的または侮辱的な言動を厳に慎まなくてはならない。
3. 大会参加者（ドライバー、チーム、車両所有者など）は、発行されたクレデンシャル等を常に正しく身につけなければならない。
4. クレデンシャルならびに車両通行証の不正使用が発覚した場合は、罰則等による厳重に罰せられる。

## 第8条 車両検査

1. 参加競技車両は、車両規定に合致した車両でなければならない。
2. 参加競技車両は、公式通知で示されるタイムスケジュールに従い、指定の時間内に所定の車両検査区域で実施される車両検査を受けなければならない。
3. 車両検査を受けない競技車両、検査の結果により大会参加が不相当と判断された競技車両、技術委員長による改善命令に応じない競技車両は、大会に参加出来ない。
4. 指定の時間に遅刻した場合は、競技長が競技大会審査委員に図って行うものとする。
5. 車両検査時に、JAF国内競技規則第4付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する不足」に従い、技術委員の点検を受けなければならない。
6. 車両検査に合格した車両は、いかなる場合もパドック以外に持ち出してはならない。但し、公式予選終了後1時間以内にMCJP事務局へ車両持ち出し申請を行い、大会技術委員長および大会競技長の許可を得た場合は持ち出しが可能となる。その際には再度車両検査を受ける必要があり、再車検手数料30,000円（税別）を支払いしなくてはならない。
7. 公式予選および決勝レース終了後、全ての参加競技車両は正式結果が発表されるまでの間パルクフェルメにて保管され、入賞車両および抗議対象車両は、大会審査委員会および大会主催者の求めに応じて随時車両の分解など、その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。
8. 正式結果発表後に車両検査が必要と判断した場合、MCJP事務局が指定した車両輸送方法および工場を実施する。MCJP事務局による車両検査費用(車両搬送費および分解・組み立てに要した費用)は、MCJP事務局が算出し、当該車両の所有者が全額を負担しなければならない。

## 9. 公道走行車両検査

9.1. Cooper Sクラスへの参加競技車両は、決勝レース終了後に一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行検査を受けなければならない。当該検査は、大会競技役員が立会いのものでMCJP事務局が指定する自動車検査員が行う。

### 9.2. 検査項目

- ① 車体外板
- ② 舵取り装置
- ③ 制動装置
- ④ 走行装置
- ⑤ 緩衝装置
- ⑥ 動力伝達装置
- ⑦ 電気装置
- ⑧ 原動機
- ⑨ 排気装置
- ⑩ 灯火および方向指示装置
- ⑪ 警音器・窓拭器・洗浄噴射装置
- ⑫ 競技走行において異常が認められた箇所
- ⑬ JAF指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従い、さらに下記項目を追加する。
  - (ア) エアバック機能の復元
  - (イ) 牽引用穴あきブラケットの取り外し
  - (ウ) 最低地上高

### 9.3. 検査結果および処置

公道走行検査において一般公道における運行に不適と判断された車両は、MCJP事務局が管理し、その指示に従い保管場所または自動車整備工場まで車両運搬車等で移動し修理ならび整備を行う。それらの作業が完了し、MCJP事務局においてその確認がなされない限り、以降の大会への参加は受理されない。

## 第9条 公式予選

1. 各大会において1回の公式予選が開催され、予選時間は20分間によって行われる
2. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成された1位のベストタイムに120% を乗じたものとし、これを超えることはできない。
3. 予選不通過者の決勝レース参加については嘆願書の提出により、大会審査委員会が、大会競技長、MCJP事務局と相談の上、決勝レースへの参加を認める場合がある。

4. 公式予選結果の順位は、それぞれのドライバーが記録したベストラップ順で決定される。
5. 2台以上の車両が同タイムの場合には、そのタイムを最初に記録したドライバーが優先される。
6. 公式予選中に赤旗が提示され中断された場合、大会審査委員会の判断により予選時間が短縮される場合がある。その際、ドライバーの予選結果に対する影響についての抗議は受け付けられない。

## 第10条 ピット規定

### 1. ピットクルー

- 1.1 競技に参加できるピットクルーは、満18歳以上の者で、チーム（エントラント）より指名登録され保険加入済み申請をしたものに限られる。
- 1.2 ピットクルーは競技責任者を除き、3名までとする。

### 2. ピットイン

- 2.1 ピットレーンを走行する際の速度は、各サーキット指定の制限速度に従うものとする。
- 2.2 ピットインした競技車両は、停止と同時にエンジンを停止しなければならない。

## 第11条 スターティング・グリッド

1. 各大会の決勝レースに向けて、公式予選に参加しなければならず、決勝スターティング・グリッドは公式予選結果の順位により決定される。
2. 1大会2決勝レース（ダブル・ヘッダー・レース）の場合、1度の公式予選結果の上位順により、決勝第1レースのスターティング・グリッド順が決定される。なお、決勝第2レースのスターティング・グリッド順は、決勝第1レースの結果より上位6割（小数点以下は入り捨て）までのグリッドを反転するリバース・グリッド方式を採用する。（例：10台の参加時は、上位1位から6位までを反転したグリッド順とする。）
3. スターティング・グリッドの決定は、JCWクラスおよびCooper Sクラスが交わることなく、各クラスのグループ毎にグリッドが与えられる。
4. JCWクラスの最後尾とCooper Sクラスの最前列は、2グリッド以上を空けて形成される。

## 第12条 スタート手順

1. 決勝レースのスタートは、スタンディング・スタート方式とする。ただし、コース状況等によりFIA 国際競技規則付則H項の規定に従い、必要に応じてセーフティカー・スタート方式が採用される場合がある。
2. グリッド前方でグリーン・フラッグが振られた後、セーフティカーを先頭に隊列を保ったままのフォーメーション・ラップを行う。
3. 指定グリッドにつけなかった競技車両ならびに正規にスタートが出来ずにピット・スタートする競技車両は、全車がスタートした後の最後尾の競技車両がピット・ロード出口を通過し、ピット・ロード・シグナルのグリーンライトが点灯することによりピット・ロード出口からのスタートが許される。
4. フォーメーション・ラップの隊列を保てなかった車両は、自主的に隊列の後ろに下がり自己のピットに戻ることに。

## 第13条 決勝レース形式

1. 各大会決勝レースは、20分もしくは約20分に相当する周回数によって行われる。
2. 20分レースの場合、先頭車両が20分経過後にコントロール・ライン通過時点でファイナル・ラップとする。
3. 決勝レース中に赤旗が提示され中断された場合、大会審査委員会の判断により、残り周回数および時間が決定される場合がある。

## 第14条 順位認定

1. 全てのドライバーは、完走周回数により順位が認定され、同一周回数の場合、コントロール・ラインの通過順とする。また、完走周回数は、優勝車両の周回数の70%（小数点以下切り捨て）とし、それに達していないドライバーは順位の認定を受けられない。
2. 不可抗力によりレース途中で終了が決定された場合、レースが終了された時点において、先頭競技車両が走行した周回数の1周前の周回完了時点の順位とする。

## 第15条 ポイント・スコアリング / シリーズ・ポイント

### 1. ドライバー・ポイント

1.1 決勝レースを完走したドライバーには、各レースにおいて、総合順位によるポイントが決勝ポイント規定に沿って与えられる。

1.2 ドライバーは、出場レースによって異なった競技車両で参加しても、その競技車両が参加規則に合致していれば年間を通してポイントが加算される。

### 2. シーズン・ポイント

2.1 各大会で獲得したドライバー・ポイントの合計（シーズン・ポイント）により、シーズン・ランキングが決定される。なお、Cooper Sクラスでは、上位3大会のポイントによる有効ポイント制によって決定される。

2.2 複数のドライバーが同一のシリーズ・ポイントを得た場合、次の基準に基づき順位を決定する。

- ① 有効ポイントの範囲内で高得点を得た回数の多い順で決定する。
- ② 上記①の回数も同一の場合、当該ドライバーが獲得した得点のうち高得点を得た回数の多い順で決定する。

### 3. チーム・ポイント

3.1 チーム・ポイントは、ドライバー・ポイントから独立したポイント制度であり、同一のゼッケン番号の競技車両が獲得したポイントの合算で決定される。なお、ポイントは、決勝ポイントのみが付与される。

#### ●決勝ポイント

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
50P	44P	40P	37P	34P	32P	30P	28P	26P	24P

11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
22P	21P	20P	19P	18P	17P	16P	15P	14P	13P

21位	22位	23位	24位	25位	26位	27位	28位	29位	30位
12P	11P	10P	9P	8P	7P	6P	5P	4P	3P

※順位認定をされない場合は、0ポイントとする。

## ●予選ポイント

1位	2位	3位	4位	5位	6位
6P	5P	4P	3P	2P	1P

## ●決勝ベスト・ラップ・タイム・ポイント

1位	2位	3位	4位	5位	6位
6P	5P	4P	3P	2P	1P

※複数のドライバーが同タイムの場合、決勝レース結果上位順で順位を決定する。

## 4. スポーツマン・ペナルティ

4.1 各大会において、MCJP事務局は、JAF国内競技規則に従い、大会参加者に対して罰則を科せることが出来る。また、下記行為に対しては、大会参加資格を取り消す場合がある。参加資格が取り消された場合は、それまで獲得したポイントも同時に全て取り消される。

- ①参加条件を満たさない場合。
- ②参加に関わる規則を厳守しなかった場合。
- ③スポーツマン・シップから逸脱した行為、言動があった場合。
- ④MCJP事務局の指示に従わなかった場合。
- ⑤他の参加者、ゲスト、競技役員に対しての攻撃的または侮辱的な言動や発言、今後の大会開催に影響を及ぼす可能性のあると判断される内容での発言ならびにSNS等での発信があった場合。

4.2 罰則が科せられることにより費用が発生した場合、その費用負担は全て当該参加者が負担することとする。

4.3 MCJP事務局による罰則が科せられた場合、当該レースで獲得したポイントを剥奪する場合がある。

## 5. ペナルティ・ポイント

5.1 旗信号の無視、危険走行、接触事故などのラフ・ドライブ行為が認められた場合は、JAF国内競技規則11-9による「競技会出場停止（失格）」の適用も含め、厳罰に罰せられる場合がある。また、妨害行為（危険なドライブ行為）違反と判定されペナルティを科せられた大会参加者は、当該レースで受けた罰則とは別に罰せられる場合がある。

5.2 シリーズ内で1回目の妨害運転行為の判定を受けた場合は、「当該レースで得たポイント」、「それ以前に得たポイント」、「次大会で得たポイント」のいずれかからペナルティ・ポイントとして50ポイントが減算されたうえ、次戦決勝レースのスターティング・グリッドにて、参戦クラス最終グリッドへの降格を行う処分を施す。また、シーズン内で2回目以上の判定の際には、次戦以降の大会参加資格を取り消す場合がある。

## 第16条 賞典

### 1. 各大会賞典

各決勝レースの結果により 1 位から 3 位までに授与される。ただし、履行基準大会参加台数に満たない場合、賞金については、その大会の参加台数に応じたの按分（小数点以下は切り捨て）とする。

#### 1.1 JCW クラス（履行基準エントリー数：8エントリー／大会）

順位	賞金	賞典
1 位	300,000 円	トロフィー
2 位	100,000 円	トロフィー
3 位	50,000 円	トロフィー
予選 PP	50,000 円	—

#### 1.2 Cooper S クラス（履行基準エントリー数：8エントリー／大会）

順位	賞金	賞典
1 位	100,000 円	トロフィー
2 位	50,000 円	トロフィー
3 位	30,000 円	トロフィー

### 2. シリーズ・ランキング賞典

選手権結果としてドライバーおよびチームが獲得したポイントに従い、JCW クラスならびに Cooper S クラスの 1 位から 3 位、JCW クラスのチーム・ランキング 1 位に授与される。ただし、各大会の参加台数の合計が履行シーズン基準台数合計に満たない場合、賞金については、参加台数に応じたの按分（小数点以下は切り捨て）とする。

#### 2.1 JCW クラス（履行基準合計エントリー数：40エントリー／シーズン）

順位	賞金	賞典
1 位	1,000,000 円	トロフィー・乗用車用タイヤ（1 台分）
2 位	—	トロフィー
3 位	—	トロフィー

#### 2.2 Cooper S クラス（履行基準合計エントリー数：40エントリー／シーズン）

順位	賞金	賞典
1 位	100,000 円	トロフィー・乗用車用タイヤ（1 台分）
2 位	—	トロフィー
3 位	—	トロフィー

#### 2.3 チーム・ランキング賞典 [JCW クラス]

チーム・ランキングの 1 位には、賞典としてトロフィーが授与される。

## 2.4 MCJP 特別賞 [JCW クラス]

ドライバー・ランキング4位以下、且つシーズン中に3大会への参加者を対象に、MCJP 事務局によって選定する MCJP 特別賞（賞金 300,000 円）が設定される。

## 2.5 称号

シーズン全大会の終了後、JCW クラスの中で最も獲得ポイント合計点数の高いドライバーには、「MINI CHALLENGE. 2020 チャンピオン」の称号が与えられ、翌シーズンのゼッケン番号に「1」を使用することが認められる。

# 第17条 暫定表彰 / 公式記者会見（ヒーロー・インタビュー）

## 1. 暫定表彰式

- 1.1 決勝レース終了後に行われる暫定表彰式には、指定タイヤ・メーカーの帽子を正しく着用しなければならない。
- 1.2 暫定表彰を受けるドライバーおよび、MCJP 正式表彰式で各クラス別の順位認定を受けるドライバーが、各々の表彰式に参加することを義務付ける。但し、MCJP 事務局が正当と認めた事由がある場合は、この限りではない。

## 2. 公式記者会見（ヒーロー・インタビュー）

- 2.1 暫定表彰式終了後に行われる、公式記者会見（ヒーロー・インタビュー）には指定された者は出席しなければならない。
- 2.2 公式記者会見を受けるドライバーは、指定タイヤ・メーカーの帽子を正しく着用しなければならない。

# 第18条 無線の使用 / 車載カメラ

## 1. 無線の使用

- 1.1 大会期間中、サーキット内での無線設備を使用して通信を行うことは出来るが、使用する無線周波数を MCJP 事務局に届出しなければならない。
- 1.2 チームが使用する無線周波数を把握し、イベントの一部として無線内容を観客に公開出来る権利を有するものとする。

## 2. 車載カメラ

- 2.1 大会期間中の走行は、車載カメラ（推奨品：SONY 製 HDR-AS300）を装着して、常に録画をしなければならない

- 2.2 記録したデータは MCJP 事務局に対して速やかに提供し、MCJP 事務局はこれをレースの判定に使用することがある。また、そのデータはイベントの一部として内容を観客に公開出来る権利を有するものとする。

## 第19条 権利の帰属

1. 大会参加に関する（ドライバー、チーム、ゲスト、競技車両など）全ての著作権および肖像権は MCJP 事務局に帰属するものとする。
2. MINI CHALLENGE JAPAN のメディア等への露出に対する全て権利は MCJP 事務局に帰属する。MCJP 事務局の許可のない、商業目的でのあらゆる収録ならびに放送は認められない。

## 第20条 抗議および控訴

1. 抗議の手続きは、JAF 国内競技規則第12章に定められる。
2. 控訴の手続きは、JAF 国内競技規則第13章に定められる。

## 第21条 サーキット・ドライブ行為の規律

1. ドライバーは FIA 国際競技規則付則 L 項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」を厳守しなければならない。
2. 競技長は、レース・ディレクターと協力の上、審判員の判定を確認し、審査委員会にドライバーの違反状況を報告する。
3. 審査委員会は当該ドライバーに対し、JAF 国内競技規則に従い罰則を決定し通知する。

## 第22条 MCJP 事務局派遣役員

MCJP 事務局はシリーズの価値を強化し、判断基準の統一性を維持するため、MCJP 派遣役員制度を設ける。

- チャンピオンシップ・ディレクター : 森下 渉 および本人が任命した代理人。
- レース・ディレクター : 細川 慎弥 および本人が任命した代理人。
- テクニカル・ディレクター : 神保 慎一 および本人が任命した代理人。
- 車両検査員 : 太田 義満 および本人が任命した代理人。

# MINI CHALLENGE JAPAN.2020

## Technical Regulation / 車両技術規定 (JCW クラス)

### 第1条 総則

「車両規定 (テクニカル・レギュレーション)」は、ミニ・チャレンジ・ジャパン事務局 (以下「MCJP 事務局」という) の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で“変更を行うことが明確に明記されていない場合は、変更ができない”という原則に基づいて理解する必要がある。

- ①参加車両は、大会期間中を通じて「MINI CHALLENGE JAPAN」の主催者が公表する技術規則に準拠しなければならない。
- ②BMW MINI 純正パーツおよび MINI CHALLENGE 指定パーツは、MCJP 事務局が指定した修理または調整プロセスを超えて変更することは禁止とする。
- ③特記のない限り、以下の規則が適用される。

### 第2条 概要

1. 「MINI F56 JCW CHALLENGE」車両は、正式なボディー・シェル識別タグを持ち、MCJP 事務局により、以下の規則を満たして適切に封印が施された車両とする。
2. MCJP 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
3. MCJP 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

### 第3条 安全要件および装備品

1. FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。
2. ドライバー装備品
  - 2.1 練習、公式予選、決勝レースなど、全セッションでドライバーは、難燃性のレーシングスーツ (腕、足、首、胴体をカバー)、レーシンググローブ、レーシングシューズを着用しなければならない。

2.2 装備品は、FIA 国際競技規則付則 L 項に即したものをを使用すること。

2.3 難燃性バラクラバ、ソックス、アンダーウェアの着用を義務付ける。

2.4 頭部および頸部の保護装置（FHR/HANS）の使用を義務付ける。

### 3. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

### 4. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。また、システム電源は、直接バッテリー・ターミナル端子より取ることは出来ない。取り付けに関わる全ての責任は大会参加者にある。

## 第4条 一般的な技術要件と例外

1. 対象車両「MINI F56 JCW CHALLENGE」は、MINI CHALLENGE UK が製造し、ジオミックモータースポーツ株式会社より日本国内に正規輸入され販売された車両であり、それ以外の車両は使用禁止とする。
2. 以下に指定されている場合を除き、変更は認められない。
3. これらのテクニカル・レギュレーションにかかわらず、競技参加者または参加者自身の車両が JAF 規則を適切に遵守しなければならない。
4. MCJP 事務局の指定パーツ以外の BMW MINI 純正部品は、2014 年から 2018 年製造の「BMW MINI Cooper S 3Door / 2リッターガソリンエンジン（B48A20A） / 右ハンドル / 日本仕様」向けのみが認められる。純正 OEM パーツは、MCJP 事務局の承認がない限り使用禁止とする。
5. MCJP 事務局より販売される、MINI CHALLENGE 指定パーツには、指定パーツの証明となる封印ステッカーが貼付されている。その封印ステッカーは常に貼付されている必要があり、除去や破壊がされている場合は規定違反とみなす。

## 第5条 車体/ボディーシェル

1. 車体は、「MINI F56 JCW CHALLENGE」標準仕様のままでなければならない。
2. 車体の材料を補強、部品の取り外しまたは追加することは禁止される。
3. 車体には「MINI F56 JCW CHALLENGE」の公式識別タグが表示されていなければならない。
4. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。
5. ボディ・シェルの交換は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56065 のみを対象とする。
6. ボディ・シェルの修理は、MCJP 事務局指定の工場のみ実施することができる。

## 第6条 外装パーツ

1. MCJP 事務局によって承認されたもの以外への変更、加工、追加は許可されない。
2. MCJP 事務局によって承認されている外装パーツ
  - 2.1. フロント・バンパー
    - ①フロント・バンパーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56001 が対象。
    - ②ブレーキ・ダクトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56002 が対象。
    - ③アッパー・クラッシュ・バーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56066 が対象。
    - ④ラジエター・パネル・キャリアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56067 が対象。
    - ⑤ラジエター・サイド・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56084 が対象。
  - 2.2. ボンネット
    - ①ボンネットおよびボンネット・ダクトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56003V および MCF56003、MCF56003A が対象。
    - ②ボンネット・マウント・フロント & リアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56056 が対象。
  - 2.3. フロント・フェンダー
    - ①フロントフェンダーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56005 が対象。
  - 2.4. ウィンドウ・ガラス
    - ①ウィンドウ・ガラス類は、BMW MINI F56 Cooper S 3 ドア / 2 L ガソリンエンジン車の 2014 から 2020 製造の日本仕様、右ハンドル車および BMW MINI 純正部品が対象。

## 2.5. 左右ドア

- ①左右ドアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56062/063 が対象。
- ②ドア・インナー・プレートは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56069/070 が対象。

## 2.6. サイド・シル

- ①サイド・シルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56007 が対象。

## 2.7. ルーフ

- ①ルーフ・ダクト・セットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56008 が対象。
- ②ルーフ・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56073 が対象。
- ③ラジオ・アンテナは、BMW MINI F56 Cooper S 3 ドア / 2 L ガソリンエンジン車の 2014 から 2020 製造の日本仕様、右ハンドル車および BMW MINI 純正部品が対象。但し、シャーク・フィン・タイプへのアンテナへの変更は許可されない。

## 2.8. リア・クォーター

- ①リア・クォーター・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56008 が対象。
- ②リア・ホイール・アーチは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56009 が対象。

## 2.9. リア・バンパー

- ①リア・バンパーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56010 が対象。
- ②リア・バンパー・キャリアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56078 が対象。
- ③リア・バンパー・ガイド は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56079/080 が対象。

## 2.10. リア・ディフューザー

- ①リア・ディフューザーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56011 が対象。
- ②リアエキゾースト・センター・プレートは MCF56081 が対象となり、常に装着していなければならない。

## 2.11. リア・ウイング

- ①リア・ウイングは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56012 が対象。

## 2.12. リア・ゲート

- ①リア・トランク・ゲートは MCJP 指定パーツ番号 MCF56064 が対象。

- 3. FRP 製の MCJP 指定パーツの修理は可能だが、MCJP 事務局による事前承認が必要である。なお、その際にパーツへの著しい強化や形状の変更は禁止とする。
- 4. 適格性に関する最終的な判断は MCJP 事務局に委ねなければならない。
- 5. 牽引用トーストラップは MCJP 指定パーツ番号 MCF56054 の使用が必須。

## 第7条 インテリア

1. MCJPによって承認されたもの以外への変更は許可されない。
2. シート
  - 2.1 シートは、FIA 規格に則した、ヘッド・ガード仕様の部品でなければならない。
  - 2.2 シート位置調整用のスライド機構の追加は、MCJP 指定部品のみ許可される。
  - 2.3 安全ベルトは、FIA 規格に則した物を装着しなければならない。
3. ステアリング
  - 3.1. ステアリング・ホイールとクイック・リリースの変更は自由とする。
4. ダッシュ・ボード
  - 4.1. ダッシュボードは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56014 の使用を必須とする。ダッシュボードをラッピングすることは許可される。
  - 4.2. スイッチ パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56015 の使用を必須とする。
  - 4.3. ステアリング・コラムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56017 の使用を必須とする。
  - 4.4. ステアリング・ラックは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56076 の使用を必須とする。
5. 消火システム
  - 5.1. 消火器システムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56013 の使用が必須であり、サーキット内およびパルク・フェルメ内では、常に作動可能な状態にしていなければならない。
  - 5.2. 消火器ボトルは、助手席の後方の指定位置に取り付けられていなければならない。
6. その他
  - 6.1. 追加または代替のルーム・ミラーの使用は許可される。
  - 6.2. ウィンドウ・ネットの使用は許可される。
  - 6.3. ウィンドウ・ガラスへのフィルムの使用は許可される。

## 第8条 最低車高

1. 競技車両の車高は、公式の MCJP 車高測定ローラーを使用し、全てのレース装備品（レーシング・スーツ、ヘルメット、グローブ、レーシング・シューズ、FHR 装置）を装着したドライバーが運転席に座り、指定された場所（通常はサーキット内の車検場）に置かれた状態で測定する。
2. フロント100mm以上
  - 2.1. フロントの車両測定基準点は、以下に示すフロント・サブフレームの最下点部とする。
  - 2.2. 車高測定ローラーを前輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定する。
  - 2.3. 車両左側（助手席側）と右側（運転席側）の基準の両方が最低車高以上を満たさなければならない。

### 【フロント基準点】



3. リア130 mm以上
  - 3.1 リアの車高測定基準点は、以下に示す最も後部のマフラー・トンネル・ストラップ・ボルト部とする。
  - 3.2 車高測定ローラーは、マフラー・テール・パイプの直下から車両の下に挿入し基準点を測定する。
  - 3.3 車両左側（助手席側）と右側（運転席側）の基準の両方が最低車高以上を満たさなければならない。

【リア基準点】



## 第9条 エンジン

1. MCJP 事務局によって提供され、封印された MCJP 指定パーツ番号 MCF56020 を使用しなければならない。
2. エンジンは MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合は、MCJP 事務局によって完全部検査が行われない限り、エンジンは不適格となる。検査にかかる一切の費用は、当該参加者が負担しなければならない。
3. エンジンの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
4. MCJP 指定パーツ番号 MCF56021 のタービンおよびウェスト・ゲートの組立作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
5. タービンは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合は、MCJP 事務局によって完全部検査が行われない限り、エンジンは不適格となる。検査にかかる一切の費用は、当該参加者が負担しなければならない。
6. タービンのメンテナンスは、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
7. ウェスト・ゲート・バキューム・パイプは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56022 の使用を必須とする。
8. インタークーラーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56023 の使用を必須とする。
9. エア・フィルターは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56024 の使用を必須とする。

10. ラジエターは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56025 の使用を必須とする。
11. ラジエター・ファンおよびラジエター・ファン・フィッティングは、MINI CHALLENGE 指定パーツ番号 MCF56026 の使用を必須とする。
12. オイル・プレッシャー・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56053 を装着する必要がある、常に機能していなければならない。
13. エンジン・マウント・ブッシュ（下側）は MCJP 指定パーツ番号 MCF56082 の使用を必須とする。
14. エンジン・オイル・クーラー・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56085 を使用することが許される。

## 第10条 エンジン・マネージメント・システム

1. ECU は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56027 の使用を必須とする。
2. 燃料ポンプ・モーター・コントローラーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56029 の使用を必須とする。
3. スロットルポジション・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56018 の使用を必須とする。
4. ブースト・コントロール・バルブ は、MINI CHALLENGE 指定パーツ番号 MCF56059 の使用を必須とする。
5. ECU データは、予告なく MCJP 事務局によって承認された仕様に校正することがある。
6. MCJP 事務局は、大会期間中いつでも ECU の再校正や交換を行う権利を留保する。 ECU は、常に封印されていない。
7. 各センサー類は、製造元のオリジナルの仕様、機能に従って取り付けなければならない。
8. 配線の配置変更を行ってはならない。

## 第11条 エキゾースト・システム

1. エキゾースト・システムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56030 の使用を必須とする。
2. 燃料サンプル・ドレイン・バルブの装着を必須とする。
3. いかなる種類の燃料冷却装置の使用は禁止とする。

## 第12条 スパーク・プラグ

1. スパーク・プラグは、部品番号 12 120 041 666 または 12 120 040 551 の純正部品の使用を必須とする。
2. MCJP 事務局は、予告なくスパーク・プラグを別の仕様に変更する場合がある。

## 第13条 エンジン・マウント

1. エンジン・マウントは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56031 の使用を必須とする。
2. ギア・ボックス・マウントは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56032 の使用を必須とする。
3. フラット・シフト・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56033 の使用を必須とする。
4. 2014年から2018年製造のMINI F56用BMW MINI純正部品の加工や変更は禁止とする。

## 第14条 サスペンション / サブフレーム

1. NITORON 製サスペンションキット、MCJP 指定パーツ番号 MCF56034 の使用を必須とする。また、スプリングはMCJP 指定パーツ番号 MCF56〇〇〇の指定を必須とする。
2. MCJP 事務局が指定するパーツの加工や変更、ダンパーの分解整備は一切禁止とする。
3. ダンパーの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
4. POWERFLEX 製のサスペンション固定用のキャンバー・ブッシュ・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MF56035.2 を使用することを必須とする。
5. アライメント調整が可能な機能を持つロア・アーム・ブッシュの使用は許されない。

6. リア・キャンバーの調整は、純正部品または調整式ロア・コントロール・アームの MCJP 指定パーツ番号 MCF56077 のみ使用を可能とする。
7. 前後スタビライザーは、以下の部品番号の純正部品を使用することを必須とする。
  - フロント - BMW 31 306 859 880
  - リア - BMW 33 506 853 918
8. 素材を切削するなど、サブフレームの変更や加工は一切許されない。但し、MCJP 事務局の認定するサブフレーム補強部品の使用は認められる。

## 第15条 トランスミッション

1. QUAIFE 製ギア・ボックス/ディファレンシャル/ギア・リンケージおよびレバー・アセンブリは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56036 の使用を必須とする。
2. クラッチ・アセンブリ MCJP 指定番号 MCF56037.2 または MCJP 指定パーツ番号 MCF56037.1 とコンバージョン・キット MCF56037.1C の使用を必須とする。
3. フライ・ホイールは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56038.1 または MCF56038.2 の使用を必須とする。フライ・ホイール MCF56037.1 を使用するクラッチ MCF56037.1 を使用する場合は、フライ・ホイール MCF56038.1 を使用する必要がある。
4. クラッチ MCF56037.2 を使用する場合は、フライホイール MCF56038.2 を使用する必要がある。
5. QUAIFE 製ドライブ・シャフト LH (左/助手席) は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56039 または MCF56039S (ショート) の使用を必須とする。これらの部品は、車両の左側/助手席側でのみ使用しなければならない。
6. QUAIFE 製ドライブ・シャフト RH (右/運転席側) MCJP 指定パーツ番号 MCF56040 または MCF56040S (ショート) の使用を必須とする。これらの部品は、車両の右/運転席側でのみ使用しなければならない。
7. インターメディアイト・ドライブ・シャフト・ベアリング・ハウジングをエンジンから離して配置するために、M10 ワッシャ/シムを使用し、デファレンシャル・アウトプットとベアリング・ハウジングとの正しい位置合わせをすることは認められる。
8. ギア・ボックスの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。

9. ギア・ボックスは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合、MCJP よって完全な内部検査が行われな限り不適合となる。その場合、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。
10. MCJP 事務局は、サーキット固有の要件を満たすためにいつでも代替のギアを指定することができる。そのギアは、MCJP 事務局から購入する必要がある、書面による承認が発行された場合にのみ使用することができる。

## 第16条 エレクトリック・パーツ

### 1. オルタネーター

- 1.1 純正のシステムは常に取り付けられ、動作していなければならない。
- 1.2 正しい長さのベルトを使用する必要があり、潤滑剤や摩擦低減剤をベルトに追加することは禁止とする。
- 1.3 ベルトのスリップ音が確認された場合は車両検査違反とみなすことがある。

### 2. データロガー

- 2.1. ロガー・データは、MCJP 事務局の確認要請に対して、常に利用できるようにしていなければならない。

### 3. バッテリー

- 3.1. バッテリーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56042 を取り付ける必要がある。
- 3.2. バッテリー・アイソレータの MCJP 指定パーツ番号 MCF56043 は、常に装着され、動作していなければならない。

### 4. その他

- 4.1. バッテリー・アイソレータの MCJP 指定パーツ番号 MCF56043 は、常に装着され、動作していなければならない。
- 4.2. スクリーン・ウォッシャー・システムの MCJP 指定パーツ番号 MCF56052 は、常に装着され、使用可能でなければならない。
- 4.3. レイン・ライトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56019 の使用を必須とする。
- 4.4. スイッチのコントロール・パネルに配線された電気式スクリーン・ブローワーの使用は可能とする。

## 第17条 ブレーキ

1. ブレーキ・ライン・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56044 の使用を必須とする。
2. フロント・ブレーキ・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56045 の使用を必須とする。但し、ブレーキ・パッドのみ、その限りではない。
3. ペダル・ボックス、ブレーキ・バランス・アジャスター、ライン・ロック・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56046 の使用を必須とする。代替サイズの Alcon 製マスターシリンダーは、ブレーキに使用でき、代替 Alcon 製または OBP 製シリンダーはクラッチに使用が可能とする。
4. ブレーキ・プレッシャー・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56055 の使用を必須とする。

## 第18条 ホイール

1. 17 インチ・ホイールは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56049 の使用を必須とする。
2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。
3. ホイール・スタッド&ナット・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56041 の使用を必須とする。

## 第19条 タイヤ

1. MCJP 事務局が指定するコントロール・タイヤのみ使用可能とする。
  - Slick Tyre : DUNLOP 240/625R17 D11
  - Wet Tyre: DUNLOP 220/620R17 D93J
2. 異なるコンパウンドやサイズのタイヤが、特定のサーキットや条件または供給問題のために、MCJP 事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。
3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならないが、コースの係員によってウェット・レースが宣言されている場合は、フロント・アクスルとリア・アクスルとで異なる仕様のタイヤを使用することができる。
4. トレッドパターンの再切断、再グルーピングまたは他の方法による修正を行ってはならない。

5. すべての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。
6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は禁止とする。
7. すべてのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。
8. **タイヤ使用規定**
  - 8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品または使用済みのドライ・タイヤを最大6本まで使用可能とする。これらのタイヤは、公式予選前の車両検査にて、車検員によつてのマーキングを施されていなければならない。
  - 8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向きでなければならない。
  - 8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によつてマーキングも移行される。
  - 8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、MCJP 事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の行儀車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によつて決定される。
  - 8.5. ウェット・タイヤ使用数には制限は設けないものとする。
  - 8.6. MCJP 事務局は、競技大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

## 第20条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1160kgを下回ってはならない。また、車両保管中に、液体やバラストなどの重量を増やすいかなる行為も禁止される。
2. 車両重量規定を満たす為にバラスト・ウエイトを使用する場合は、MCJP 事務局指定パーツを、助手席レールの指定位置に取り付け、確実に固定しなければならない。
3. 4つ以上のバラスト・プレートが必要な場合は、バラスト・プレートからスペーサー・ラグを取り外すことが可能。

4. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。

## 第21条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とする。いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. MCJP 事務局の裁量により、異なる仕様の燃料が指定されることがある。
3. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも 3 リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。

## 第22条 音量規定

すべての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

## 第23条 ゼッケン番号と車両およびドライバー装備品表示規定

1. ゼッケン番号
  - 1.1. 全ての競技参加者は、ゼッケンを MCJP 事務局に申請しなくてはならない。
  - 1.2. 使用出来るゼッケンの範囲は 0 から 3桁までとするが、「1」「32」「98」「100」は MCJP 事務局が認めた場合を除き申請は受け付けられない。
  - 1.3. MCJP 事務局により付与される指定ゼッケンの表示が義務付けられる。なお、初回1セットを無償とし、以降は有償とする。
    - ドア・サイド・ゼッケン（指定デザイン）  
高さ：350mm  
幅：300mm
    - ウインドウ・ゼッケン（色指定：蛍光色の黄色）  
高さ：200mm 以上  
幅：20mm 以上

## 2. ゼッケン表示規則

- 2.1. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から600mm 以内、且つ下面より150mm以上の範囲とする。
- 2.2. フロント・ウィンドウ・スクリーンのゼッケンは、助手席側の上部領域に表示し、「サン・ストリップ」の下端から50mm、ウィンドウの側端から50mm 以内に配置しなければならない。
- 2.3. リア・ウィンドウ・ゼッケン表記は、フロント・ウィンドウ・ゼッケンと同じ色とフォントを使用し、リア・ウィンドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

## 3. 車両表示規則

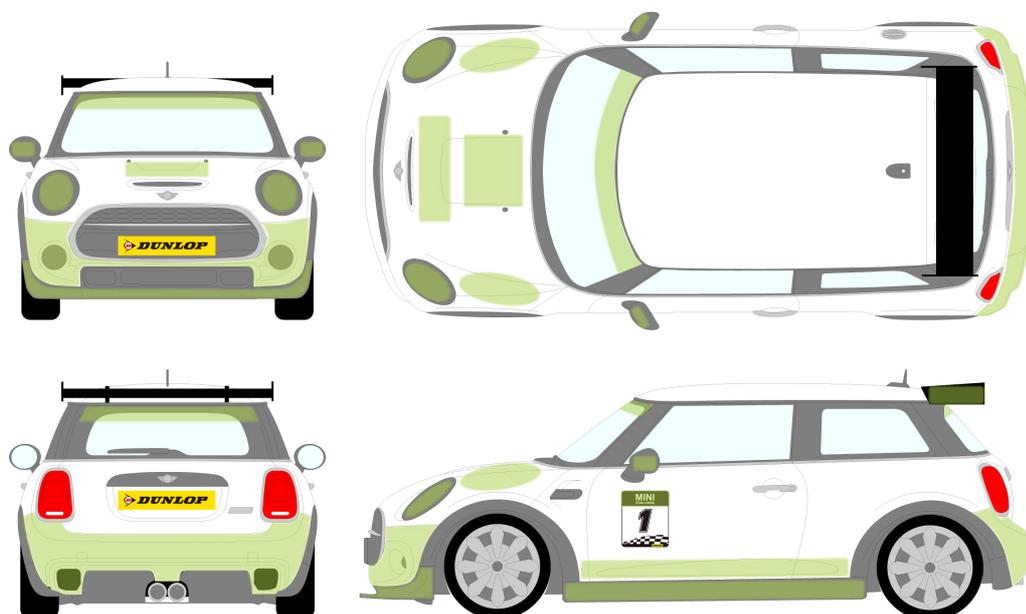
- 3.1. MCJP 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。

- 3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：

- ① フロントとリアのフロント・ガラス上部
- ② 両サイド・ドア・パネル
- ③ ルーフのサイドとフロント側
- ④ フロント・ボンネット、両サイドの上部
- ⑤ ボンネットの中心
- ⑥ 前後のナンバー・プレート部
- ⑦ 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
- ⑧ フロントとリアのバンパー部
- ⑨ リア・サイド・ウィンドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が、MCJP 事務局によって使用されていない場合、大会参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、MCJP 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかにMCJP 事務局に譲らなければならない。

## 【指定パートナー・エリア】



5. 車両上の特定の場所（参照：上記図のピンク色部）は、MINI CHALLENGE JAPAN の公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに MCJP 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。
6. JCW のグリルバッジ、サイドシルバッジ、フロント・フェンダー・ステッカー、トランクゲート・ステッカーは、常に表記する必要があり、オリジナルの F56JCW 3Door と同一箇所、且つ同一方向 10mm以内で配置しなければならない。
7. **ドライバー・ネーム**
  - 7.1. エントリー受付後、競技大会までに、ドライバー名のデカールは MCJP 事務局より提供され、それを変更してはならない。なお、初回 1セットを無償とし、以降は有償とする。
8. **ドライバー・ネーム表示規則**
  - 8.1. すべての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、フロント・ウィンドウ、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けしなければならない。
  - 8.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。

## 9. ドライバー装備品表示規則

9.1. MCJP.2020 に参加する全てのチームは、レースが行われる期間中、ドライバー・レーシング・スーツに規定のロゴマークを貼付けしなければならない。

9.2. ロゴマーク・ワッペンの貼付けは、下記の位置を指定とする

①左胸 MINI CHALLENGE JAPAN (左胸) ※幅9.0cm以上10.0cm未満

②左胸 ○○○○○○○○

### 【指定ワッペン・エリア】



9.3. ワッペンが供給されるときには、MCJP 事務局によって書面にて通知される。

9.4. MINI CHALLENGE JAPAN の公式パートナーまたはサプライヤーと競合するスポンサーを表示するレーシング・スーツを使用している場合、MCJP 事務局は、競合するスポンサーのロゴの削除を絶対的な裁量で行うことができる。

## 第23条 データ・ロギング

1. コスワース製ダッシュ/データロガーの MCJP 事務局指定パーツ番号 MCF56051 は、常に装着して作動させておく必要がある。
2. コスワース製ダッシュ/データロガー用の追加センサーの装着は可能とする。
3. 大会期間中は、MCJP 事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。なお、予選結果の第1位および決勝レース優勝者の走行データは、MCJP 事務局によって他のチームへ公開するものとする。。
4. 競技者は、MCJP 事務局によるアクセスを制限するトークンをデータロガーに施してはならない。
5. 競技者は、データロガーのトークンを支払い、自分自身で使用できるようにすることができる。

# MINI CHALLENGE JAPAN.2020

## Technical Regulation / 車両技術規定 (Cooper S クラス)

### 第1条 総則

「車両規定 (テクニカル・レギュレーション)」は、ミニ・チャレンジ・ジャパン事務局 (以下「MCJP 事務局」という) の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で“変更を行うことが明確に明記されていない場合は、変更ができない”という原則に基づいて理解する必要がある。

- ① 参加車両は、大会期間中を通じて「MINI CHALLENGE JAPAN」の主催者が公表する技術規則に準拠しなければならない。
- ② BMW MINI 純正パーツおよび MINI CHALLENGE 指定パーツは、MCJP 事務局が指定した修理または調整プロセスを超えて変更することは禁止とする。
- ③ 特記のない限り、以下の規則が適用される。

### 第2条 概要

1. 本規則は「2020年 JAF 国内競技規則【自動車登録番号表付車両によるレース開催規定第2条参加車両】」に依る「2020年 JAF 国内競技車両規則第3編「スピード車両規定」に準拠し、一般規定として「スピードB車両」に分類される。また、安全規定、一般改造規定については第5章「スピードSA車両規定」に則り規定される。
2. 参加車両は、BMW MINI (型式: DBA-XM20) とし、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証(保安基準適合証および保安基準適合標章)は無効を有し、その自動車検査証は型式指定番号、ならびに類別区分番号を有していなければならない。大会期間中において、保安基準に合致する状態でなくてはならない。
3. MCJP 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
4. MCJP 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

### 第3条 部品定義

1. 純正部品  
BMW MINI 3Door Hatchback Cooper S（型式：DBA-XM 20）国内仕様モデル向けに、ビー・エム・ダブリュー株式会社により国内で販売されている部品とする。
2. 指定部品  
MCJP 事務局により使用が義務付けされた部品。指定された部品以外の使用は、純正部品を含めて使用することを不可とする。
3. 認定部品  
MCJP 事務局により使用が認証された部品。認定部品を使用しない場合は、純正部品のみ使用が認められる。認定部品は MCJP ブルテンで発表され、発行された後は、本シリーズで使用することが許可される。
4. 純正部品、指定部品、ならびに指定部品に対する一切の加工、修正、調整等の改造を行うことは許されない。なお、MCJP 事務局による管理を目的とした封印を実施する場合があります、大会参加者はこれを拒否してはならない。

### 第4条 安全要件および装備品

1. FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。
2. ドライバー装備品
  - 2.1 練習、公式予選、決勝レースなど、全セッションでドライバーは、難燃性のレーシングスーツ（腕、足、首、胴体をカバー）、レーシンググローブ、レーシングシューズを着用しなければならない。
  - 2.2 装備品は、FIA 国際競技規則付則 L 項に即したものをを使用すること。
  - 2.3 難燃性バラクラバ、ソックス、アンダーウェアの着用を義務付ける。
  - 2.4 頭部および頸部の保護装置（FHR/HANS）の使用を義務付ける。
3. 安全ベルト  
使用期限が有効な4点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用が義務付けられる。なお、取り付けの方法は 2020 年 JAF 国内競技車両規則 第4編 付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に則る。

#### 4. ロールバー

4.1 MCJP 指定パーツ番号 GMS71511 の使用を必須とする。

4.2 ロールバーの車体への取り付けは、2020 年 JAF 国内競技車両規則 第3編 第5章 第1条 1.4) ロールバー 第5-3図に則る。

#### 5. 牽引用穴あきブラケット

5.1 MCJP 指定パーツ番号 GMS71501 (フロント)、GMS71502 (リア) の使用を必須とする。

#### 6. シート

6.1 運転席は、保安基準に適合したバケット・タイプ (背もたれの可動式セミバケット・タイプは使用不可とする) のシートの使用が義務付けられる。なお、使用にあたっては製造者の発行する保安基準適合を証明する書類を常に携帯していなければならない。

6.2 バケット・タイプのシートに設定されている保安基準適合のシート・ステー、シート・レールの使用が義務付けられる。また、当初のシートの固定点を使用し正しく装着されなければならない。

6.3 助手席およびリア・シートの変更および取り外しを行うことは許可されない。

#### 7. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

#### 8. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。また、システム電源は、直接バッテリー・ターミナル端子より取ることは出来ない。取り付けに関わる全ての責任は大会参加者にある。

## 第5条 車両改造規定

### 1. エンジンおよびトランスミッション

1.1. エンジンは、以下の部品の変更は許可される。

- ① オイル・フィルター
- ② オイル・ドレン・ボルト
- ③ エア・フィルター

1.2. 冷却装置の変更ならびに追加は、認定部品に限り認められる。

1.3. ECU データの変更は許可されない。なお、MCJP 事務局の要請に対しては、データを速やかに提供しなければならない。

1.4. 各部センサー類に取付けするエンジン制御コントローラーの使用は許可されない。

1.5. マニュアル・トランスミッション車両は、クラッチおよびフライ・ホイールの変更を認定部品に限り認められる。

1.6. デファレンシャルの変更は許可されない。

1.7. バッテリーの変更は、本体外寸が純正部品相当に限り認められる。

1.8. 排気装置の変更は、認定部品に限り認められる。

1.9. トランスミッションは、以下の部品の変更は許可される。

- ① オイル・ドレン・ボルト

### 2. シャシー

2.1. 最低地上高  
100mm 以上とする。

2.2. ブレーキ  
以下の部品の変更は、認定部品に限り認められる。

- ① ブレーキ・パッド
- ② ブレーキ・ホース

2020 年 JAF 国内競技車両規則 第3編 第5章 第1条 1.1) 配管類に則ること。

2.3. スプリングおよびショック・アブソーバー  
認定部品に限り使用が認められる。ただし、異なる認定部品の一部を組み合わせ使用してはならない。

### 3. 車体

- 3.1. 以下の部品の取り外しが認められる。
  - ①ロールバーの車体への取り付けに伴う、最小限の内装部品
- 3.2. 空力装置（エアロ・パーツ）およびそれらと同等の機能をもつ外装部品は、認定部品の使用に限り認められる。
- 3.3. バンパーおよびリア・ウイングの加工は禁止とする。また、ボディ外板部品および各ガラスの材質を変更してはならない。
- 3.4. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。
- 3.5. ラジオ・アンテナおよびサイド・ドア・ミラーを変更してはならない。
- 3.6. エアバック・システムは、競技中その機能を停止してはならない。
- 3.7. フロアマット、車載工具などの競技中に脱落が懸念される部品については全て取り外さなくてはならない。
- 3.8. ボディ補強部品は、認定部品に限り使用が認められる。
- 3.9. リア・ワイパーの取り外しは認められる。

### 4. その他アクセサリ部品

- 4.1. 下記および本規則に定めるもの以外は、取り付けならび変更は許可されない。  
ドア・エッジ・プロテクター、ナンバー・フレーム、サイド・バイザー、ウィンドウ・フィルム、マッド・ガード、灯火器類、警音器、ワイパー、ステアリング、空気清浄機、ナビゲーション・システム、補助メーター（OBD 接続以外のものに限る）、ラップ・タイマー、音響および映像機器、盗難防止システム、障害者用補助操作装置、その他 走行性能に影響しないと MCJP 事務局が認める部品。
- 4.2. 下記部品の使用は禁止される。  
OBD2（自己診断機能）カプラーへの結線が必要な部品。

## 第6条 ホイール

1. ホイールは以下のサイズの範囲で JWL マークのあるアルミ製、かつ認定部品に限り使用が認められる。ただし、同一銘柄、同一サイズの4本がセットで使用されなければならない。

リム形 (inch)	17inch	
リム幅 (J)	7.0J	7.5J
インセット (mm以上)	+38	+42

2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。
3. ホイール・スタッド&ナット・キットへの変更は認められない。
4. ホイール・ボルトの材質および形状の変更は許される。

## 第7条 タイヤ

1. MCJP 事務局が指定するコントロール・タイヤのみ使用可能とする。  
●MCJP 指定タイヤ : DUNLOP DIREZZA ZⅢ 205 / 45R17 84W
2. 異なるサイズのタイヤが、特定のサーキットや条件または供給問題のために、MCJP 事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。
3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならない。
4. トレッドパターンの再切断、再グルーピングまたは他の方法による修正を行ってはならない。
5. すべての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。
6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は禁止とする。
7. すべてのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。

## 8. タイヤ使用規定

- 8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品または使用済みのタイヤを最大4本まで使用可能とする。これらのタイヤは、公式予選前の車両検査にて、車検員によつてのマーキングを施されていないなければならない。
- 8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向きでなければならない。
- 8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によつてマーキングも移行される。
- 8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、MCJP 事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の行儀車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によつて決定される。
- 8.5. MCJP 事務局は、競技大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

## 第8条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、○○○○kgを下回ってはならない。
2. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。

## 第9条 燃料

1. いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。

## 第10条 音量規定

すべての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

## 第11条 ゼッケン番号と車両およびドライバー装備品表示規定

### 1. ゼッケン番号

- 1.1. 全ての競技参加者は、ゼッケンをMCJP事務局に申請しなくてはならない。
- 1.2. 使用出来るゼッケンの範囲は0から3桁までとするが、「1」「32」「98」「100」はMCJP事務局が認めた場合を除き申請は受け付けられない。
- 1.3. MCJP事務局により付与される指定ゼッケンの表示が義務付けられる。なお、初回1セットを無償とし、以降は有償とする。
  - ドア・サイド用ゼッケン（指定デザイン）
    - 高さ：350mm
    - 幅：300mm
  - ボンネット用ゼッケン（指定デザイン）
    - 高さ：275mm
    - 幅：230mm
  - リア・ウインドウ用ゼッケン（蛍光色の黄色）
    - 高さ：200mm以上
    - 幅：20mm以上

### 2. ゼッケン表示規則

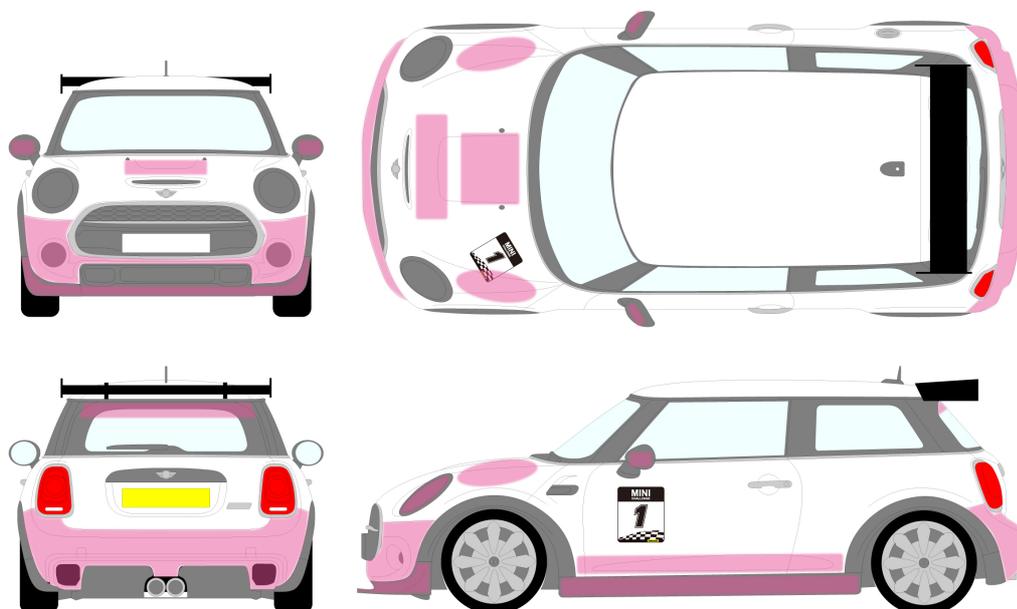
- 2.1. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から600mm以内、且つ下面より150mm以上の範囲とする。
- 2.2. リア・ウインドウ・ゼッケン表記は、リア・ウインドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

### 3. 車両表示規則

- 3.1. MCJP事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、すべての競技車両に貼付されていなければならない。
- 3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：
  - ① 両サイド・ドア・パネル
  - ② ルーフのサイドとフロント側
  - ③ フロント・ボンネット、両サイドの上部
  - ④ ボンネットの中心
  - ⑤ 前後のナンバー・プレート部
  - ⑥ 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
  - ⑦ フロントとリアのバンパー部
  - ⑧ リア・サイド・ウインドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が、MCJP 事務局によって使用されていない場合、大会参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、MCJP 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに MCJP 事務局に譲らなければならない。

#### 【指定パートナー・エリア】



5. 車両上の特定の場所（参照：上記図のピンク色部）は、MINI CHALLENGE JAPAN の公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに MCJP 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。

#### 6. ドライバー・ネーム

- 6.1. エントリー受付後、競技大会までに、ドライバー名のデカールは MCJP 事務局より提供され、それを変更してはならない。なお、初回 1 セットを無償とし、以降は有償とする。

#### 7. ドライバー・ネーム表示規則

- 7.1. すべての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウにドライバー・ネームを表示しなければならない。

- 7.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー名表記については、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。

## 8. ドライバー装備品表示規則

8.1. MCJP.2020 に参加する全てのチームは、レースが行われる期間中、ドライバー・レーシング・スーツに規定のロゴマークを貼付けしなければならない。

8.2. ロゴマーク・ワッペン貼付けは、下記の位置を指定とする

- ①左胸 MINI CHALLENGE JAPAN (左胸) ※幅9.0cm以上10.0cm未満
- ②左胸 DUNLOP ※高さ：22mm × 幅：100mm

### 【指定ワッペン・エリア】



8.3. ワッペンが供給されるときには、MCJP 事務局によって書面にて通知される。

8.4. MINI CHALLENGE JAPAN の公式パートナーまたはサプライヤーと競合するスポンサーを表示するレーシング・スーツを使用している場合、MCJP 事務局は、競合するスポンサーのロゴの削除を絶対的な裁量で行うことができる。